

一般競争入札公告

社会福祉法人昭仁会の発注する「介護老人福祉施設別邸暁 自家発電機設置工事」の一般競争入札について、次の通り広告します。

令和3年11月12日
社会福祉法人 昭仁会理事
長 木村 督彦

1. 入札内容

- (1) 名 称 社会福祉法人昭仁会 介護老人福祉施設別邸暁 非常用自家発電設備等整備事業
- (2) 場 所 埼玉県加須市琴寄270-3
- (3) 内 容 高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業
- (4) 仕 様 別紙仕様書参照
- (5) 完了時期 令和4年3月30日まで

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施工令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 入札の公告日から起算して過去1年間の期間に、自治体の入札参加資格の停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 入札の公告日から起算して過去1年間の期間に、自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 埼玉県が定める資格有効年度の「競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に記載があり、埼玉県における競争入札参加者資格があるもの。

- (6) 仕様書の要求する事項について正確かつ確実に履行できる者であること。 (7) 当法人の理事が役員をしている企業ではないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 令和3年11月12日から令和3年11月26日まで。
但し、土・日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで
- (3) 提出書類
- ①一般競争入札参加資格確認申請書
 - ②国又は地方公共団体の競争入札参加資格審査決定通知書
 - ③会社案内
 - ④担当者名刺（電話及び e-mail が記載されていること）
- (4) 提出方法 入札参加希望者は、入札参加資格の確認できる資料を郵送または持参、e-mail にて提出すること。（持参の場合は事前に連絡すること）
- (5) 提出先 社会福祉法人 昭仁会 介護老人福祉施設 別邸暁
担当者：横山、小野寺
電話：0480-53-6759 FAX 0480-53-6769
e-mail:akatsuki-jimu001@outlook.jp

5. 入札参加申請の無効

- (1) 入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。
- (2) 提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (3) 所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
- (4) 1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。
- (5) 明らかに談合によると認められるとき。
- (6) 入札参加資格申請に必要な要件を満たしていないとき。

6. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について令和3年11月27日までにメールにて通知する。
- (2) 入札参加資格業者には入札書等書式を配布するので、令和3年11月15日から令和3年12月3日の午前10時から午後4時に当法人（申請書提出先と同様）まで来設すること。

7. 仕様書等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 令和3年12月1日午後4時まで
- (2) 質疑提出方法 法人担当にメールにて提出
- (3) 回答日 令和3年12月6日午後4時まで
- (4) 回答方法 すべての質疑を集計したものを全参加者へメールにて送付

8. 入札執行の日時等

- (1) 入札の方式 紙入札
- (2) 入札日時 令和3年12月10日 14時00分
- (3) 入札会場 介護老人福祉施設 別邸 晩 会議室

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は1回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札予定価格の範囲内で適当と認められたときは、その見積金額が一番安価である業者から交渉の相手方とする。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音順とする。

10. 入札にあたっての注意事項

- (1) 参加者は、一般競争入札参加資格確認決定通知書を持参すること。
- (2) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税を除外した額を入札書に記載すること。
- (4) 入札を辞退するときは、令和3年12月6日午後4時までに入札辞退届により申し出ること。

- (5) 入札書は必要事項を記入、押印のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印すること
- (6) 一回目の入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。
- (7) 開札は入札書の提出後直ちに行うこととする。
- (8) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (9) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (10) 次の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
 - ③談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ④虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑤入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥入札書の押印のないもの
 - ⑦記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ⑧押印された印影が明らかでないもの
 - ⑨記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - ⑩前各項目に定めるもののほか、その他広告に示す事項に反した者がした入札

1 1. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は当法人の理事会で承認を受け、埼玉県高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業であることから交付決定後とする。
- (2) 落札決定から本契約までの間に自治体の入札参加資格の停止の措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (3) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

1 2. 支払条件

支払期日は、令和4年3月31日迄とし契約金額一括とする。ただし埼玉県高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業補助金の交付状況により変更する場合がある。

1 3. その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

- (2) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。